

序

環境基本計画見直しにあたって

戸田市では、平成 13（2001）年 3 月に ISO14001 を取得し、その後、平成 13 年度に『戸田市環境基本計画』を策定し、環境施策の推進に努めてきました。

今年度で『戸田市環境基本計画』を策定して 5 年が経過しますが、その間にはさまざまな社会情勢の変化もあり、新たな環境問題への対応や環境施策のより一層の効果的な推進に向けて、中間見直しを行うこととしました。

いまや環境問題は行政だけでなく、すべての主体の取り組みが必要となっています。戸田市では、まちづくりの基本理念の第一にパートナーシップのまちづくりを掲げており、『戸田市環境基本計画』も市と、市民・事業者の皆さまとの協働によって実現していくべきものです。

そこで、今回の見直しにあたっては、計画の大きな枠組みは現行計画を継承しつつ、具体的な施策・取り組みについて進捗状況や環境をとりまく変化、国等の施策の動向等を踏まえた見直しを行いました。市民と協働で進めていく取り組み（エコ・プロジェクト）など、計画をいかに推進していくかという視点からの見直しを行いました。

『戸田市環境基本計画』見直しのポイント

- ① 計画がめざしているものをよりわかりやすく伝え、共有できるようにする
- ② 戸田市の環境特性、課題解決に向けた視点で取り組みを具体化する
- ③ 市民・事業者の行動のみちすじをつける
- ④ 指標を用いた進行管理とその公表、行政評価結果を活用した効率的な実施
- ⑤ エコ・プロジェクトの実践を具体化

第 1 章

計画の基本的事項

計画の特徴、計画の目的などの基本的事項について記します

1 基本理念

基本理念は、『戸田市環境基本計画』で目指す基本的な考え方です。
本計画の根拠となっている『戸田市環境基本条例』では、環境の保全についての基本理念を以下のように定めており、本計画でもこれを踏襲し共有します。

基本理念

●環境の保全及び良好な環境の創出、その継承による 良好な環境の享受

環境の保全及び創出は、健全で恵み豊かな環境が健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての者が現在の環境を維持、向上するよう努め、将来にわたって継承し、現在及び将来の世代の市民が環境の恵みを享受することができるように積極的に推進されなければならない。

●環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築

環境の保全及び創出は、すべての者が資源の循環型利用、エネルギーの合理的かつ効率的利用その他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく、快適で持続的に発展することができる社会が構築されるよう推進されなければならない。

●国際的視野と協力に基づく、地域の取り組みによる 地球環境の保全の積極的推進

環境の保全及び創出は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、それぞれの行動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

●各主体の適正な役割分担に基づく取り組みの推進

環境の保全及び創出は、市、事業者、市民、及び市への来訪者がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に積極的に取り組むことにより行われなければならない。

2

「環境を考える2つの視点」と「戸田の取り組み3原則」

戸田市の良好な環境の構築に向けた取り組みを進めるにあたって、すべての主体が共有すべき基本的な姿勢を、「環境を考える2つの視点」と「戸田の取り組み3原則」として示します。

1. 環境を考える2つの視点

環境問題を考えるにあたって、一人ひとりが重視すべき2つの視点を提起します。

自然の生態循環の視点

- ・人間は、科学技術の進歩を背景に環境から多くのものを得て社会を飛躍的に発展させましたが、人間活動はしだいに自然の復元力を超えたものになってしまい、現在では、私たちの生存基盤である地球環境への影響は危機的な状況になっています。
- ・これからは、人間も自然界の一員であることを意識し、自然の生態循環の視点から、環境と調和した持続可能な暮らしやすい社会を作っていくことが求められます。

共有財産としての環境の視点

- ・私たちは、環境から受ける恵みが私たちの地域、私たちの時代だけのものではないということを十分認識し、他の地域や将来世代の人も環境の恵みを受けられるよう、よりよい環境をつくっていく必要があります。
- ・また、道路のような公の空間と住宅のような私の空間の間にある「共」の空間の地域環境への貢献や影響を意識して、そこから得られる恵みを享受するために、自主的な配慮を行ったり、管理面での負担を引き受けることも必要になります。

2. 戸田の取り組み3原則

以下の3つを「戸田の取り組み3原則」と定め、21世紀を生きる一人ひとりが主体的に環境への取り組みを行うことをめざします。

正しい情報を 伝えていこう

- ・環境を考え環境に配慮した行動をするためには正しい情報が必要です。一人ひとりが適切な判断と正しい行動ができるように、一方通行ではなく双方向の情報交流を盛んにしましょう。

できるところから 取り組もう

- ・よりよい環境づくりには、一人ひとりの自主的行動と、みんなの協力・連携が必要です。まず、一人ひとりが興味のあるところ、今できることから始め、徐々にみんなに広げていきましょう。

環境にいいことが 得になるような しくみにしよう

- ・環境にいいことは多少なりとも我慢や面倒くささも伴うものですが、より多くの人々が環境保全の取り組みを行えるよう、楽しくできる方法、お得感がある方法など、環境にいいことをすれば報われるようなしくみをみんなで考えていきましょう。

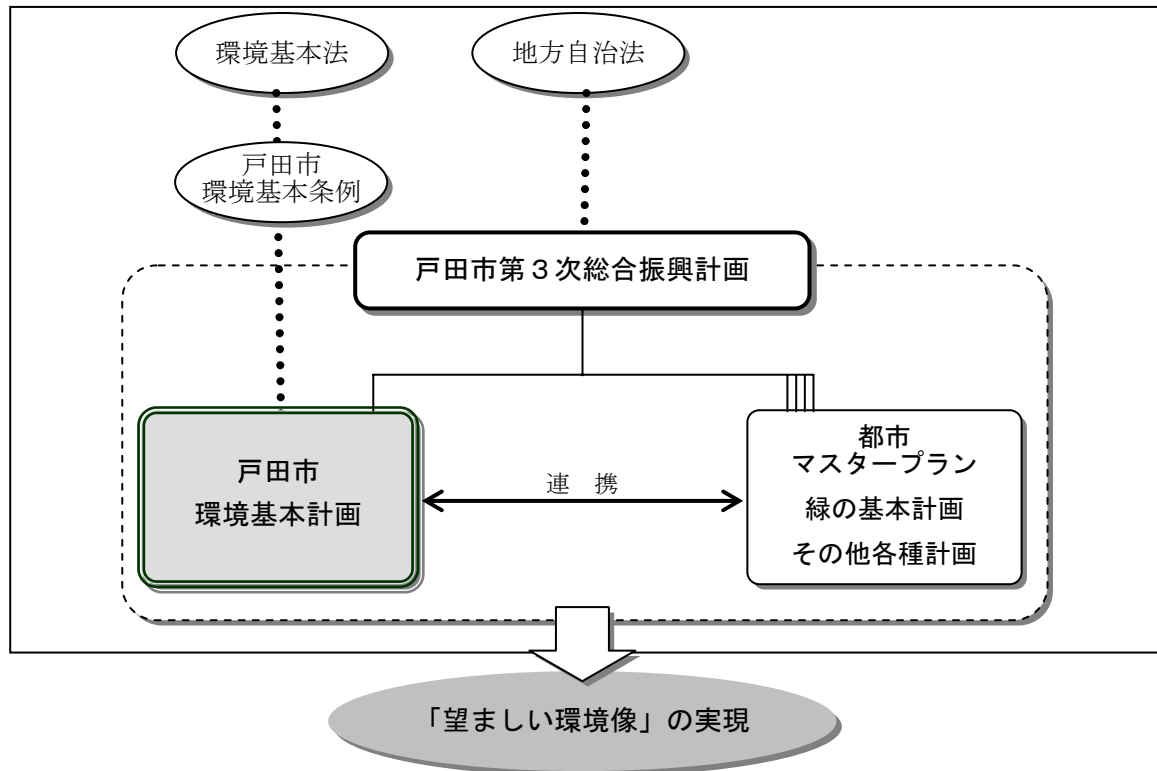
3

計画の目的と役割

1. 計画の目的と位置づけ

『戸田市環境基本計画』は、『戸田市環境基本条例』に基づいて策定され、市民や事業者との協働のもとで環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。

また、「パートナーシップでつくる人・水・緑輝くまち とだ」の実現を目指して市政運営の指針を定めた『戸田市第3次総合振興計画』と整合性のある環境分野の計画として位置づけられます。



戸田市環境基本計画の位置づけ

2. 計画の役割

『戸田市環境基本計画』は、将来の戸田市の良好な環境の構築を目指すための計画として、次のような役割を担うものです。

課題の提起 環境の課題についての認識を深めるものです

戸田市の環境の現状と課題のほか、地球規模の問題などについてもまとめることで、環境の課題を認識する手助けとなるものです。

目標像 目標像（望ましい環境像）を共有するためのものです

『環境基本条例』の理念を実現するために、市民・事業者・市が一体となって取り組む際の共通の目標像（望ましい環境像）を示します。

施策の方向 環境関連施策を総合的に推進するための施策の方向を示すものです

個々に実施されている、または今後新たに実施していく環境関連施策を体系化し、総合的に推進するため、取り組むべき環境関連施策の方向性を示すものです。

行動の指針 市民と事業者の自発的行動を促す指針となるものです

市民・事業者に環境をよくするための基本的な考え方を示し、自発的に、また他の主体と協力して環境の保全・創出に取り組むための指針を示すものです。

4

計画の対象範囲と期間

1. 計画の対象範囲

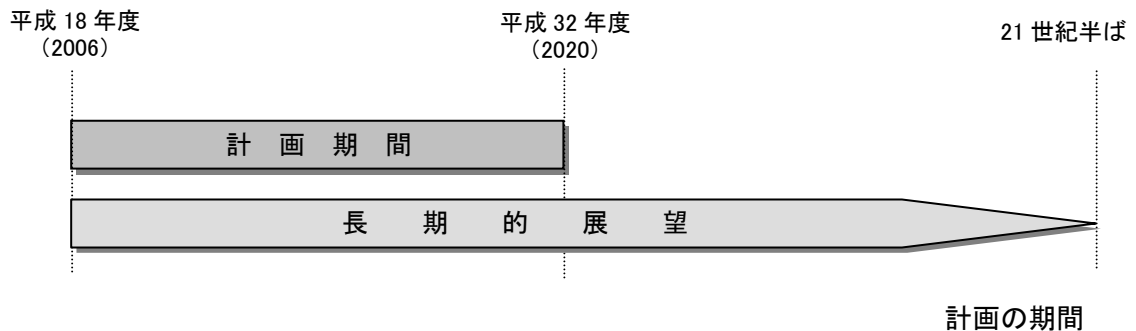
『戸田市環境基本計画』が対象とする環境の範囲は、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止や交通対策、廃棄物対策などを含む生活環境から、それをとりまく河川や緑地などの自然環境、さらには地球温暖化対策をはじめとする地球規模の環境問題まで幅広く捉えます。

加えて、よりよい環境づくりに向けた地域社会からの行動を推進していくためのしくみづくり（情報提供、連携、教育など）も対象とします。

2. 計画の期間

環境を対象とした計画では長期的視野に立つことが重要であることを鑑み、計画期間は前計画と同様、21世紀半ばを展望しつつ、平成32年（西暦2020年）度までとします。

なお、本市をとりまく環境や社会情勢の変化に応じて、5年ごとを目安に、取り組み内容等について適切な見直しを行うこととします。



5

各主体の役割

よりよい環境づくりのためには、市民、事業者、市がそれぞれ別々に取り組むだけでなく、「協働（パートナーシップ）」の考え方のもとで、適切な連携を図りつつそれぞれの役割を果たしていくことが大切です。

本計画では、市民、事業者、市、さらには戸田市への来訪者を含むすべての主体を対象とし、4者の基本的な役割を示し協働体制づくりの指針とします。

1. 市民の役割

- 良好な環境の保全・創出について関心と理解を深めましょう
- 日常生活において環境負荷の低減につとめましょう。
- 地域住民の協働により、良好な地域環境の保全・創出につとめましょう。

日常生活におけるさまざまな行動は何らかの形で環境に負荷を与えています。個々の負荷はわずかですが、人口が集中し大量消費を重ねる都市では、その総量は大きなものとなっています。そして、環境への負荷は地球規模で、かつ将来の世代に関わる空間・時間的広がりを持つ問題となっています。

市民は、環境の保全・創出についての関心を深めるとともに、日常生活のあり方を省みて、環境への負荷をできるだけ生じさせないように心がけ、地域の協働により良好な環境の保全・創出に向けた行動をとることが求められます。

2. 事業者の役割

- 事業活動において、公害を防止し、環境を適正に保全するために必要な手だてを実施しましょう。
- 製品の製造、流通、販売、使用、廃棄に至る各段階において、環境負荷を最小限にとどめるように、その企画段階において十分に検討しましょう。
- 環境に関連する情報の公開に努めましょう。
- 地域社会の一員として積極的な環境保全活動を、市民、市との良好なパートナーシップのもとに、すすめていきましょう。
- 市が実施する、良好な環境の保全・創出に関する施策に協力しましょう。

現在の事業活動においては、直接的でなくとも、間接的に環境に負荷を与えている行為が多々あります。省エネルギーやごみの発生抑制など、事業活動における環境負荷の低減に努める必要があります。

一方、事業者も地域社会の一員として、市や市民とともに積極的な環境保全に努める必要があります。そのためにも、環境の保全・創出に関する情報を公開、説明し、市民の理解を得ることは大変重要なことです。

また、戸田市の環境に関する条例等の遵守に努める他、市が行う環境の保全・創出に係る施策に協力することが求められます。

3. 市の役割

- 市の特性を踏まえ、良好な環境の保全・創出に係る施策を策定、実施します。
- 市が行うすべての施策や日常業務において、環境負荷の低減や環境の保全・創出のために必要な措置を講じ、環境への配慮を率先して行うよう努めます。
- 市民や事業者が良好な環境の保全・創出に係る行動をとりやすいよう、必要な支援や働きかけを行います。
- 広域的な取り組みを必要とする課題については、国、県、他市町村、他都県との協力を積極的に図ります。
- 環境の状況及び施策がもたらす環境への影響などについて情報の公開に努めます。

基本理念にのっとり、望ましい環境像の実現を目指すため、市民、事業者や来訪者が環境の保全・創出に係る行動をとれるよう、各種施策を総合的、計画的に推進します。

また、市の行う各種施策については、『戸田市環境基本条例』に定めるように環境優先の理念のもとに、環境負荷の低減やその他の環境の保全・創出のために必要な措置を講じるよう努めます。

河川水質浄化、自動車交通公害対策などの課題は、戸田市だけの取り組みでは根本的な解決にはならないことから、関連自治体等、広域的な連携・協力を行っていきます。

環境の保全・創出については、各主体の適切な役割分担のもとに進められるべきものですが、なかでも、市が率先して行動し、その効果を示すことで、さまざまな取り組みを先導、誘導していきます。

4. 来訪者の役割

- 戸田市を訪れる人、車で戸田市を通過する人は、戸田市を自らのまちと思い、環境負荷の低減につとめましょう。

戸田市においては、戸田競艇場をはじめ、道満グリーンパーク、荒川河川敷での花火大会などにより、市外から多くの人を訪れます。また、戸田市は多くの自動車交通の通過点となっており、その交通量も多いという状況にあります。

そこで、市民、事業者、市のみならず、市へ訪れる人、車で戸田市を通過する人に対しても戸田市の環境の保全及び創出への参加を求めています。

5. 協働(パートナーシップ)

よりよい環境を目指すためには、市民、事業者及び市がそれぞれ自らの役割にのっとり取り組んでいくことだけでなく、共通の目的に向け、さまざまな主体が連携しつつそれぞれの役割を果たしていくという、「協働(パートナーシップ)」の考え方に基づいた、連携した取り組みを進めていくことが大切です。